

## 益田公共職業安定所における文書の誤送付について

島根労働局（局長 浅野 茂充）は、益田公共職業安定所（以下「益田所」という。）における個人情報を含む文書の誤送付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

### 記

#### 1 概要

益田所において、A事業所に送付すべきBさんの「高年齢雇用継続給付支給申請書・高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）・高年齢雇用継続給付受給資格確認通知書（被保険者通知用）」（以下「確認通知書等」という。）を誤ってC事業所に送付するという個人情報漏えい事案が発生した。

※確認通知書等には、申請者の氏名、生年月日、性別、勤務先事業所の名称、雇用保険適用事業所番号、雇用保険被保険者番号等の個人情報が記載されている。

#### 2 事実経過

（1）平成29年2月13日、C事業所が益田所に高年齢雇用継続給付の申請手続のために来所し、職員Dが申請書類を受理した。

（2）同日、A事業所がBさんの高年齢雇用継続給付の申請手続のために来所し、職員Dが申請書類を受理した。

（3）同月17日、職員DがC事業所の申請書類をシステム入力して確認通知書等を作成し担当課長の確認を受けた。続いてA事業所のBさんの申請書類を入力して同様の処理を行った。

その後、職員DはA事業所とC事業所の確認通知書等を誤って同じファイルに入れてしまった。

（4）同月21日、職員Dは確認通知書等の返送作業を行ったが、A事業所とC事業所の確認通知等を同じファイルに入れていたため1事業所分と思い込み、C事業所に送付する封筒にA事業所に送付すべき確認通知書等を同封した。

また、発送時においても、十分な確認が行われなかったため、誤りに気付かずに送付した。

（5）同月23日、C事業所から「送付された確認通知書等の中に、当事業所以外のものが同封されていた。」という旨連絡があった。所長と管理課長がC事業所を訪問したところ、連絡された事実に相違なく、この時点で誤送付が発覚した。

所長と管理課長は経過説明及び謝罪を行って理解を得るとともに、Bさんの確認通知書等を回収した。

(6) 同日、所長と管理課長は、A事業所を訪問して総務部長とBさんに経過説明及び謝罪し、理解を得た上で回収した確認通知書等を手交した。

### 3 発生原因

A事業所とC事業所の確認通知書等を同じファイルに入れてしまったこと、また、送付状の作成時と発送作業時のダブルチェックが、担当者の思い込みから機能しなかったこと。

### 4 再発防止策

(1) 益田所においては、平成29年2月23日に非常勤職員を含む全職員出席による緊急会議を開催し、所長から事実経過を説明の上、システム操作により帳票類を作成しファイルで保管する際のルールを再確認するとともに、送付状作成時及び発送作業における氏名、事業所名、住所等、該当事項について、「思い込み」や「過信」を排したダブルチェックの徹底を指示した。

また、当分の間、送付事務におけるダブルチェックの際に、所長、また所長不在時には管理課長が封緘時の確認を行うとともに、日々の確認状況を職業安定課に報告するよう指示した。

(2) 島根労働局においては、同月24日に総務部から管内の労働基準監督署長、公共職業安定所長に対し、本事案の概要を周知し、個人情報への適切な取扱いを指示した。

また、同月27日には管内の公共職業安定所長を招集し、局長以下幹部職員から事案の詳細な説明を行うとともに、個人情報漏えい防止のための基本動作の徹底について指示した。

(担当)

島根労働局職業安定部職業安定課  
職業安定課長 菖蒲 宏  
電話 0852-20-7016